

医療機関向け説明資料

全国がん登録説明資料

奈良県医療政策部
保健予防課

地域がん登録と全国がん登録との関係

項目	全国がん登録	地域がん登録
法的根拠	がん登録等の推進に関する法律	健康増進法16条、がん対策基本法17条2項等
実施主体	国が主体となり都道府県に法定受託事務として協力を求める	奈良県による事業
届出義務	あり(病院及び指定診療所)	なし
届出締切	診断の翌年末まで	任意(拠点病院は院内がん登録全国集計時届出を推奨)
届出先	医療機関の所在地の都道府県	奈良県内に住所を有する者については奈良県に届出
対象症例	<p>診断日が2016年1月1日以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき 	<p>診断日が2015年12月末まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき ・届出後に死亡した場合 ・他施設で初回治療後、自施設を受診した場合 ・再発がんの診断・治療を行った場合

届出について

病院等による届出(法第6条)

病院又は指定された診療所(以下、「病院等」という。)の**管理者は**、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき(転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。)は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報(以下「届出対象情報」という。)を**当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。**

○届出先 : 奈良県医療政策部保健予防課 がん登録室

(〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8928)

○届出の方法 : 電子媒体(CD等)もしくはOCR対応届出票*を、奈良県の専用封筒(長3・A4黄色)で提出

* 電子化に対応できない診療所等のために、OCR対応届出票を準備しています。希望する診療所等については、上記がん登録室に連絡ください。

○届出の時期 : 厚生労働省令で定める期間は、診断日の翌年の12月31日まで。

病院等の別	2016年診断例の推奨届出時期
がん診療連携拠点病院	2017年8月末まで
その他の院内がん登録実施病院等	2017年9月末まで
上記以外	2017年12月31日まで随時

診療所の指定について

(法第6条第2項) 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。

(省令第14条) 診療所の指定は、診療所の開設者による申請により行う。

○診療所からの指定申請について

- 指定を受けようとする診療所の開設者は、申請書を当該診療所の所在地の都道府県知事に提出する

○指定について

- 申請書の提出のあった診療所を全て指定します。指定書は、翌年の1月1日付けで通知します。

○指定期間について

- 指定された診療所の辞退又は都道府県知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続する

「がん登録等の推進に関する法律」における診療所の指定
についての取扱要領

等 詳細については、「がんネットなら」でご確認ください。

届出がなされなかった場合

届出の勧告等(法第7条)

都道府県知事は、病院の管理者が第6条第1項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

診療所に対しては適用されない

病院等への都道府県がん情報の提供

病院等への提供(法第20条)

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報(厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。)の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。



病院等の管理者からの請求に基づき、都道府県知事は当該病院等が届出した都道府県がん情報(生存確認情報及び附属情報)を提供

* 申請方法等については、国からのデータ利用マニュアル(現在作成中)が届きしだい、改めて通知予定です。